

教員公募要項(学士課程基盤教育院)

職名・人員	准教授または講師（テニュアトラック）・1名
所属	学術研究院（学士課程基盤教育院主担当）
専門分野	自然科学分野
採用予定年月日	2024年4月1日
主な担当科目	<p>基盤共通教育における以下の科目</p> <p>(1) 導入科目：スタートアップセミナー（4単位）、ライティングスキル（理系・2単位）、みずから学ぶ（2単位）</p> <p>(2) 基幹科目：自然科学分野科目（2単位）、現代を生きる（2単位）、共生の森もがみ（2単位）</p> <p>(3) 教養科目：自然科学分野科目（2単位）</p> <p>(4) 共通科目：情報処理（2単位）</p> <p>※ 基盤共通教育については、下記をご参照ください。</p> <p>http://www.ias.yamagata-u.ac.jp</p> <p>https://www.yamagata-u.ac.jp/gakumu/syllabus/2023/7sylla.htm</p>
応募資格	<p>(1) 博士の学位を有する者</p> <p>(2) 基盤共通教育に対する高い意欲をもち、授業を担当できる者</p> <p>(3) 基盤共通教育に関わる教育研究プログラムの企画・運営に貢献できる者</p> <p>(4) データサイエンスを本学の教育研究プログラムへ応用することに関し、その能力・資質を有する者</p> <p>(5) 自身の研究活動において、必要に応じて、学士課程基盤教育院以外の学内外組織との研究協力体制を築ける者（学士課程基盤教育院は実験室・実験設備を有しないため、実験などが必要な研究活動は他部局と連携して行うことが求められます）</p>
応募書類	<p>(1) 履歴書（様式自由）：写真添付の上、生年月日、自宅住所、電話番号、E-mail アドレス、高校卒業以降の学歴、および職歴を記載</p> <p>(2) 研究業績目録（様式自由）：①学術研究論文（DOI および査読の有無を明記）、②国際会議発表論文、③著書、④解説・総説、⑤特許、⑥受賞歴、⑦外部資金獲得状況（代表・分担を明記）に分類して記載</p> <p>(3) 上記(2)以外の、データサイエンスに関わる活動などで特筆すべき事項の目録（該当事項がある場合のみ提出で、様式自由）</p> <p>(4) 教育に関する実績と抱負（A4判1頁以内）</p> <p>(5) 研究に関する抱負（A4判1頁以内）</p> <p>(6) 主要原著論文の別刷り5編以内</p> <p>(7) 応募者について参考意見を伺える2名の方の所属、氏名と連絡先（電話番号、E-mail アドレスを含む）</p> <p>※ 学生に対する性暴力などを原因とする懲戒処分歴がある場合は、その具体的な事由を応募の際に必ず申告してください。なお、当該事実が後日判明した場合は、経歴詐称による採用取消、懲戒解雇などの対象となる場合があります。</p>
応募期限	2023年12月8日（金）必着
問い合わせ先	<p>山形大学小白川キャンパス事務部総務課</p> <p>E-mail: yu-kj-jinji@jm.kj.yamagata-u.ac.jp</p>

応募方法	<p>JREC-IN Portal の Web 応募にて書類提出を受け付けます。応募書類(1)－(7)を1つのPDF ファイルに統合し、送信してください。</p> <p>※ 応募書類は、今回の書類選考以外には使用しません。ご本人の同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は管理責任者を定め、紛失や漏洩などが発生しないよう厳重な安全対策を実施します。</p>
待遇	<p>テニュアトラック期間は5年です。採用から3年後、もしくは5年後に学内規程に基づくテニュア審査が行われ、可とされた場合にはテニュアが付与されます。また、テニュアトラック教員には、教育・研究支援のための特別研究費が追加的に配分されます(採用年度から次年度までは各年度50万円、3年目から5年目までは各年度20万円)。</p> <p>※ 本学のテニュアトラック制度については、下記をご参照ください。 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/recruitment/20201105/</p> <p>※ テニュア資格審査基準については3ページ以降をご覧ください。</p> <p>[給与] 国立大学法人山形大学年俸制(Ⅱ)適用職員給与規程による年俸制。経歴などを考慮し、基本年俸を決定します。</p> <p>[保険] 文部科学省共済組合(健康保険・厚生年金)、雇用保険、労災保険</p> <p>[勤務時間] 8:30-17:00を基本とする裁量労働制</p> <p>[休日] 毎週土・日曜日・国民の休日に関する法律に定める休日、年末年始</p> <p>[定年] 65歳</p> <p>[試用期間] 6カ月</p>
その他	<p>(1) 採用後は、山形市またはその近郊に居住していただくことになります。</p> <p>(2) 選考の段階で面接や模擬講義を本学(山形市)で行う場合がありますが、その際の旅費などは支給できません。</p> <p>(3) 本公募は、男女雇用機会均等法の第8条に定められた「女性労働者に係る措置に関する特例」を踏まえた教員募集です。業績(研究、教育、社会貢献など)および人物の評価において優劣をつけがたい場合には、女性を採用します。</p> <p>(4) 国の施策である「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において掲げられている目標値の達成のため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条第三号二に該当するものとして公募を実施します。</p> <p>教員の年齢別構成の改善を図るため、特に若手教員活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化していく予定です。このことを踏まえ、本公募は若手教員(35歳未満)の応募を推奨(歓迎)します。</p> <p>(5) 担当予定授業については、経験・未経験にかかわらず、FDおよびチームティーチングを実施するとともに、必ず教員が1人ついて指導します。教育に意欲のある方の応募をお待ちしています。</p> <p>(6) 研究分野において、英語で授業ができることが望ましいです。</p> <p>(7) 受動喫煙を防止するための措置としてキャンパス内を全面禁煙としています。</p>

山形大学学士課程基盤教育機構におけるテニユアトラック審査に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、テニユアトラック教員のテニユア審査方法に関する取扱い(以下「取扱い」という。)第5に基づき、国立大学法人山形大学におけるテニユアトラック制度に関する規程(以下「規程」という。)により採用され、学士課程基盤教育機構(以下「機構」という。)に主担当教員として配置されたテニユアトラック教員のテニユア資格審査の審査手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(テニユア審査委員会)

第2条 取扱い第2に定めるテニユア審査委員会については、次のとおりとする。

- 2 学士課程基盤教育機構長(以下「機構長」という。)は、テニユア付与の可否に係る審査のため、テニユア審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。
- 3 審査委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 審査基準に関する事項
 - (2) テニユア付与の可否に係る審査に関する事項
- 4 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 機構長
 - (2) 当該専門分野の教員などを含む機構長が指名した5人以下の教員
- 5 審査委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
- 6 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 8 採用時審査については、テニユアトラック教員の採用にあたり設置する教員人事委員会をもって審査委員会とする。
- 9 審査委員会は、全委員の出席による成立及び全委員の一致による議決を原則とする。
- 10 審査委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(テニユア審査基準)

第3条 テニユア審査基準(以下「審査基準」という。)は、取扱い第4第1項各号に掲げる事項に基づき、次に定めるとおりとする。ただし、全学に係る業務の担当等により、被審査者の採用後の校務負担に変更があった場合は、審査基準の適用について審査委員会で審議する。

(1) 教育能力

授業を合計、8コマ/年、もしくは16単位/年以上担当していること。

(2) 研究能力

以下のいずれかに該当すること。

- ・採用時審査で合意したテニユア付与条件を満たしていること。
- ・機構主担当教員として配置後に、単著による学術書を有すること。
- ・機構主担当教員として配置後に、査読有単著もしくは筆頭著者の外国語論文、年平均1本以上を有すること。
- ・機構主担当教員として配置後に、査読有の単著和文論文、3本以上を有すること。

(3) 外部資金獲得実績

科学研究費補助金に毎年応募していること。

(4) 社会貢献

社会連携等に積極的に取り組んでいること。

(5) 管理運営

機構等の管理運営に積極的に参加していること。

(テニユア審査実施時期)

第4条 テニユア審査実施時期については、次のとおりとする。

(1) 採用時審査

(2) 3年目審査 採用後3年となる6ヶ月前に行う

(3) 5年目審査 テニユアトラック期間が満了する6ヶ月前に行う

附 則

この申し合わせは、令和2年12月23日から施行し、令和3年4月1日付け採用者から適用する。